

鴻巣市手話言語条例

言語は、人が様々なことを思考し、その考えや意思を相手に伝え、相手の考えや意思を理解して社会生活を営む上で必要な意思伝達的手段であり、社会生活や文化活動に必要不可欠なものです。

手話は、音声による言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、意思や感情を伝えるコミュニケーションの手段として、また、知識を蓄え、文化を創造するために、必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかしながら、手話は、長い歴史の中で言語として認められませんでした。そのため、長い間ろう者は、様々な場面で不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、手話に対する理解及び手話の普及が求められています。

鴻巣市民憲章においては、「親切をつくし、助けあい住みよいまちをつくりましょう。」と謳われています。この市民憲章の精神の下、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い、地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進するための基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に生きることのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解及び手話の普及は、ろう者に必要な言語として尊重されることを基本に行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の手話に対する理解及び手話の普及を図り、手話を使いやすい環境を整備するための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働

きやすい環境の整備に努めるものとする。

(推進方針)

第6条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報の取得の機会の拡大及び手話を使いやすい環境の整備に関する事項
- (3) 手話通訳者の人材の養成をはじめとする手話による意思疎通の支援に関する事項
- (4) 手話を学ぶ機会の提供に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市は、前項に規定する推進方針について、障がい者の福祉に関する計画等と整合を図り、推進するものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。